



平成26年10月21日

(宛先)
名古屋市長

申請者

団体所在地：名古屋市名東区植園町3丁目71番地 藤巻町集会所

フリガナ：フジマキチョウジチカイ

団体名称：藤巻町自治会

フリガナ：ハットリケンヤ

代表者氏名：服部 虔也

代表者生年月日：昭和14年12月17日

代表者電話番号：052 (783) 5045



印

地域まちづくりコンサルタント活用助成申請書

名古屋市地域まちづくりサポート制度要綱による地域まちづくりコンサルタント活用助成を受けたいので、同要綱第39条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 希望する助成内容（(1)から(7)のうち、希望するものに○をつけて下さい。）
 - ① まちづくり構想策定
 - (2) 地区計画等
 - (3) 都市施設（公園、道路等）の整備計画
 - (4) 市街地の整備計画
 - (5) 狭あい道路改善のための整備計画
 - (6) 建築物の共同化、協調化計画
 - (7) その他市長が必要と認める計画
- 2 助成を受けようとする計画の概要
 - (1) 趣旨および目的 (別紙1)
 - (2) 計画の概要 (別紙2)
 - (3) まちづくり構想策定の流れ (別紙3)
- 3 助成金交付申請額
金48万6千円（コンサルタント委託契約予定額 金54万円） (別紙4)
- 4 委託予定コンサルタント
(株) 対話計画
名古屋市中区錦2-15-19 錦常HD錦ビル Tel：052-875-5050
- 5 その他の添付書類
 - ① 対象地区の概要 (別紙5)
 - ② 対象地区の図面（地図） (別紙6)
 - ③ まちづくり団体の規約 (別紙7の1) & (別紙7の2)
 - ④ まちづくり団体の構成員及び役員の名簿 (別紙8)

以上

趣 旨および目的

1. まちづくり団体の目的と事業内容

藤巻町は東山植物園の南東部に隣接し、豊かな「緑」に囲まれ、名古屋市都心の真近かに位置しながら里山的環境と風致を守っている静かな「まち」で、古くは昭和初期から徐々に人が住み始め、戦後の高度成長期前後にはほぼ現状規模の「まち」を形成し、多くの住民はその居住基盤である「まち」の将来について、日常は近隣地区との違いを意識することなく生活していた。

平成 20 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」が発表されたことによって、住民は「まちの将来」について切実な課題として認識することになり、自主的な検討を重ねた結果、生物多様性保全や市民の憩いの場となる公園緑地の公益目的を損なうことなく、住民と公園緑地が共生できる「新しいコンセプトのまちづくり」を目的とし、当面の目標として「地域まちづくり構想」を策定するための活動をしている。

主な事業内容：「勉強会」、「アンケート」、「行政や学会または各種団体など外部との対応」、「法規や各種制度その他参考事例の調査・研究」、「内外広報活動」等

2. まちづくり団体の名称および、立場と構成について

本件申請団体である藤巻町自治会では、会則規定による下部組織として「特定課題検討チーム」（チーム名称は「藤巻の緑を守り藤巻町の将来を語り合う会」通称「まちづくり検討チーム」）を設置し本件にかかる活動実務を行っている。この活動は当初、住民有志でスタートしたが、その後自治会の下部組織として承認されたもので、基本的には自治会の全会員を構成員とし、活動の企画・運営に当たるための会議体として「事務局」および、代表者として「事務局長」を置いている。

3. コンサルタント委託の目的

およそ 6 年間の活動を通じて、市当局者との対話や名古屋大学環境学研究科村山研究室等の協力を得て“まちづくり”の勉強を重ね、様々な背景や色々な考え方を検討して来た。この勉強の成果を活かして市当局の目的も達成でき、一般市民の共感も得られるような“まちの将来像”をとりまとめるために、2013 年 3 月から名古屋市まちづくり企画課のご理解を得て、地域まちづくりアドバイザーの派遣を受け、住民の意見集約と合意の方向づけを進めた結果、基本的な考え方の合意を得るに至った。

2014 年度後期からは、この成果を基に、地域の将来像を描く「地域まちづくり構想」をとりまとめるため、専門的知見や専門スキルを要する作業についてコンサルタントへ委託したいと考えている。

以上

助成を受けようとする計画の概要

(別紙 1) で述べた「まちづくり団体の目的及び事業内容に記す公園緑地の自然と住民が共生できる「まちづくり」を成就させるため、町内住民に説明して話し合う機会を重ね、基本的な理解を確認した。今後は、事業着手までの間のまちの将来像である「まちづくり構想」としてより具体的にとりまとめ、今後新しく入居する住民も含めて地域住民の行動指針とする構想を確立したい。今年度は、まちづくり検討会を中心に一次案の作成を行い、次年度に地域の合意形成のための説明会を行い構想を取りまとめる予定である。

現在考えている「まちづくり構想」の概要は下記のようなものである。

【藤巻町「まちづくり構想」の構成 (案)

1. 藤巻町の街の現状と課題
 - 1-1. まちづくりの歴史 (経緯)
 - 1-2. 都市計画の現状 (都市計画及びその他の規制)
 - 1-3. 道路や下水道など生活インフラの現状
 - 1-4. 街が抱える課題
2. 藤巻町の森の現状と課題
 - 2-1. 緑地の変遷
 - 2-2. 現状の森・緑地
 - 2-3. 森が抱える課題
3. 藤巻町がめざす街と森の将来像
 - 3-1. 藤巻町の住民がめざすまちづくり (理念的な理想像)
 - 3-2. 藤巻の街の将来像 (ゾーンごとの将来像を提示)
 - 3-3. 藤巻の森の将来像 (本当の暮らしの森)
4. 将来像に向けた実現方策
 - 4-1. 「新しい街」へのまちづくりルール (建築協定、等)
 - 4-2. 「新しい森」への地域の取組み (森づくりへの住民の取組み)
 - 4-3. まちづくりの現実的課題への対応策

以上

藤巻町『まちづくり構想』策定の流れ

大きな流れ	まちづくり検討会など ※地域まちづくりアドバイザー	事務局会議、地区説明会など ※コンサルタント助成活用	大学のご協力
-------	------------------------------	-------------------------------	--------

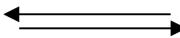
平成 26 年度

まちづくり構想に関する勉強会

6/15 まちづくり検討会
 ・「まちづくり構想の狙い」確認
 ・今後の取組みについて
 ・市民による里地里山の管理

・植生調査（8月）
 ・森エリア住民への説明と意見交換会

9/13 まちづくり検討会
 ・植生調査の結果報告
 ・本当の暮らしの森とは

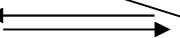


10/12 まちづくり検討会
 ・まちづくりルールについて
 ・特別緑地保全地区制度など

・現況資料とりまとめ
 これまでの検討資料活用
 ・街と森の課題の整理
 ・まちづくり将来像の検討資料作成。「街の将来像」「森の将来像」ゾーン別将来像のたたき台

まちづくり構想
 ・課題の検討
 ・将来像検討

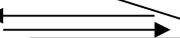
12/7 まちづくり検討会
 まちづくり構想の検討①
 ・街と森の課題について
 ・まちづくり将来像について



・現況資料とりまとめ（続き）
 ・将来像の実現方策について検討案を作成する。
 ・まちづくり実現方策、および森づくり実現方策の検討。

まちづくり構想
 ・将来像検討
 ・実現方策検討

2/8 まちづくり検討会
 まちづくり構想の検討②
 将来像の実現方策
 ・まちづくりルールの方針
 ・森づくりへの取組み



・今年度の構想案の要点をわかりやすく整理する。

 コンサルタント助成制度で事務局の検討案作成を支援する

名古屋大学 環境学研究所 高取先生と大学院生の研究成果を構想策定に積極的に取り入れていく。

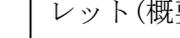
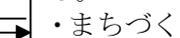
平成 27 年度

地域の合意形成の醸成

まちづくり検討会
 まちづくり構想（案）まとめ

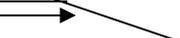
・地域住民への説明と意見交換を経て、構想へ反映する。
 ・まちづくり構想のパンフレット（概要版）作成

地域住民説明会
 ・まちづくり構想案の説明
 ・意見交換、案へ反映



まちづくり構想を自治会総会へ上程

まちづくり検討会
 まちづくり構想の確定



(別紙4)

御見積書

平成 26年 10月 1日

藤巻の緑を守り藤巻町の将来を語り合う会
(藤巻町自治会特別課題検討プロジェクトチーム) 様

下記のとおり御見積り申し上げます。

株式会社 対話計画

代表取締役 藤森幹人

名古屋市中区錦2-15-19 Nagoya ID Lab

TEL 052-875-5050 FAX 052-875-5050



件名：藤巻町まちづくり構想策定支援業務

御見積金額： **¥540,000** (消費税含む)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額
I 直接人件費				300,000
(1) まちづくり課題の整理	3.0	人日	30,000	90,000
(2) まちづくり将来像の検討	3.0	人日	30,000	90,000
(3) 将来像の実現方策の検討	4.0	人日	30,000	120,000
II 諸経費(直接人件費×70%)				210,000
III 直接費				0
小 計				510,000
(端数調整)				-10,000
業務費				500,000
消費税(8%)				40,000
合 計				¥540,000

備考:

- ・具体的な検討内容については別紙仕様書に基づく。
- ・成果品は、業務報告書(まちづくり構想案まとめ) 簡易製本3部 および電子データとする。

(別紙5)

対象地区の概要 (各区域の状況)

藤巻の森
森の現状

この資料は現在編集中の藤巻町の森や住宅の概要を表しているもので、平成22年の都市計画図を基に「検討チーム」が把握しているインフラ状況で整理していますが誤りがあればご指摘ください。



- ⑤ 金明水
- ④ 梅園 (民間)
- ③ お社・祭



関名古屋市
平成7年測量
3年測量
2年測量

① 花見スポット (道)



② 花見スポット (道)



⑥ 展望



⑦ 新池の展望



花見スポット
整備中の森
見所
花見用道路
雑木林・竹林 (市有)
雑木林・竹林 (民有)

藤巻町の各区域の状況		緑その他
A	舗装・下水完備 (市道又は市有地の道路) (空地あり)	樹林地は少ない (庭の緑は多い)
B	市道側は舗装完備 下水無 私有地は未舗装	樹林地に囲まれている
C	簡易舗装 下水無 (私人所有の私有地が大半) (樹林地あり)	樹林地に接している (緑との接点)
D	舗装少ない・下水無	樹林地が多い 池に面している
E	舗装無・下水無	樹林地が多い

数戸ごとのまとまり

全体に生活道路は幹線道路とみなさえるものも含めて70年前から存在する6m巾の細い道路が中心の一部を除いて緊急大型車両の通行は困難である。

(別紙6)

対象地区の概要&図面

所在地：名古屋市 名東区 藤巻町1丁目、2丁目、3丁目

面積：302,597 m² 標高：約32m～68m

現況：

都市計画：第1種低層住居専用地域（高さ制限10m, 建蔽率30%, 容積率50%）
第1種風致地区、宅地造成等規制区域
長期未整備公園緑地（宅地型）

土地利用：樹林地 約50%, 宅地 約22%, 空閑地 約11%, 道路約8%

住民：世帯数 201, 人口 431人（平成25年12月公簿）



藤巻町自治会会則

秘

コンサルタント申請書 (別紙7の1)

第1章 総則

- 第1条 本会は、藤巻町自治会と称し、事務所を藤巻町集会所に置く。
- 第2条 本会の区域は、名古屋市名東区藤巻町の全域とし、区域内に別に定める組を置く。
- 第3条 本会は住民が自主的な協同活動を通じて地域課題の解決に取り組むことにより、より良い地域社会の実現を目指すことを目的とする。
- 第4条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。
(1) 住民の生活安全・生活充実及び会員相互の連携に関する活動
(2) 行政当局や近隣地域の関連組織との連携に関する活動
(3) その他、会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯（会員名義は世帯主又はその代表者1名）、又は事業所を有する者（会員名義は代表者1名）であって所定の入会金および会費を納入した者とする。
- 第6条 会員世帯の家族は会員と同等の資格を有し、会の活動に参加できる。
但し、会議への参加は、成年会員とし、代理出席、複数出席または傍聴が許される。
2. 本会則に規定する会議に同一会員名義で複数出席者が有る場合の議決権は、名義当たり1票とする。

第3章 役員等

- 第7条 本会に次の役員、委員および組長を置き、活動組織は<別表A>の通りとし、改訂は毎年度役員会で決める。
役員は次の通りとする。
2. (1) 会長 1名、(2) 副会長 3名以内、(3) 会計担当 1名、(4) 会計監査 1名
3. 委員は次の通りとし、個別名称は<別表A>による。
(1) 行政その他関連組織との連携担当委員
(2) 町内行事等担当委員
4. 組長は各組に1名とする。

(役員の任務)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。
なお、書記業務は副会長の任務とする。
3. 会計担当は、本会の経理・出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。
4. 会計監査は本会の経理および決算を監査する。

(役員の選任)

- 第9条 会長の選任は前年度組長会で推薦された候補者を定例総会の承認を経て決定する。
2. その他の役員は、会長候補者が、必要に応じて前年度組長会の協力を得て指名し、定例総会の承認を経て決定する。
なお、会計監査は他の役員と兼任できない。
3. 任期途中の補欠は、組長会で選任し、次の総会で報告し承認を得る。

(委員の任務)

- 第10条 第7条3項(1)の委員は、それぞれ本会を代表し、関係組織・団体から委嘱された任務を推進する。
2. 第7条3項(2)の委員は、本会の目的達成のため必要な定例活動または年中行事の企画・実行を担当する。

(委員の選任)

- 第11条 第7条3項(1)の委員の選任は、それぞれの所属組織が選任するが、候補者の推薦を本会に求められる場合には、組長が対応する。
2. 第7条3項(2)の委員の選任は、会長候補者が必要に応じて前年度組長会の協力を得て指名し、定例総会の承認を経て決定する。

(役員および委員の任期)

- 第12条 役員および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、第7条3項(1)の委員はそれぞれの所属組織が定める。
2. 会長の再任は、原則として2期までとする。なお会長退任時は、役員および第7条3項(2)の委員の任期も終了するものとする。
3. 任期途中の補欠により選任された役員・委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその任務を担当するものとする。

(組長)

- 第13条 組長は組を代表し、役員・委員との連携のもとに各種伝達事項・要望事項を処理するとともに、会費徴収など会務に協力する。
2. 組長は組内会員の互選で選出し、任期途中の補欠選任も同じとする。
3. 組長の任期は1年とし、任期途中の補欠の場合は前任者の残任期間とする。

第4章 会の運営機関

- 第14条 会を円滑かつ民主的に運営するため、次の会議等を置く。
(1) 総会、(2) 役員会、(3) 組長会、(4) 組内会、(5) 予算・決算会議、
(6) 特定課題検討チーム（以下「プロジェクト」と略称する）

(総会)

- 第15条 総会は本会の最高決議機関であり、定例総会と臨時総会の二種とする。
2. 定例総会は毎年度当初（決算終了後1カ月以内）に開催し、次の事項を審議・決議する。
(1) 前年度活動実績、(2) 前年度決算報告、(3) 当年度役員・委員・組長の選任
(4) 当年度活動計画、(5) 当年度予算計画、(6) 当年度「プロジェクト」設置／継続の承認
(7) その他重要事項
3. 臨時総会は、会長または役員会が必要と認めるときに開催する。
第16条 総会は会長が招集する。
2. 総会を招集するときは、災害など特に緊急の場合を除き、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時と場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。
3. 会員は全会員の1/10以上の賛同署名を付して上項の通知発信前に会長へ提出すれば、予定議題とは別に議題提案できるものとする。
第17条 会員はあらかじめ通知について、委任状により他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所、(2) 会員の現在数及び出席者数（委任状を含む）、(3) 開催目的、審議および議決事項、
(4) 議事の経過概要およびその結果、(5) 議事録署名者の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名者2名の署名をしなければならない。

(役員会)

- 第19条 役員会は会長が必要と認めるときに開催する。
2. 役員は、役員会招集の必要性を会長に進言できるものとし、会長は可及的速やかに招集の要否を決定しなければならない。

- 第20条 役員会はこの会則で別に定めるもののほか、次の事項を審議・決議する。
(1) 総会または組長会に付議すべき事項、(2) 総会または組長会で議決した事項の執行に関する事項
(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(組長会)

- 第21条 組長会は原則として毎月1回会長が招集する。

2. 必要に応じて会長が指定する委員または事務局長（第28条参照）を含めた拡大組長会とすることができる。
 3. 定例総会に先立ち、拡大組長会を開催し、定例総会審議事項の事前協議を行う。
- 第22条 組長会は年度途中の会務の中間報告ならびに会員相互連携のため、次の事項について連絡・協議し会務の円滑な運営に資する。
- (1) 会務執行状況に関する事項
 - (2) その他、必要な事項
 - (3) 関連組織・団体からの連絡事項

(組内会)

第23条 組長は、必要に応じて組内会を開催し、会員相互の意思疎通に努める。

(予算・決算会議)

第24条 決算会議

会長は決算会議を開催し、会計担当役員および必要な委員の協力のもと、決算書を作成し、会計監査の審査を経た次年度後、定例総会へ上提する。

第25条 予算編成会議

会長は、予算編成会議を開催し、会計担当役員および必要な委員の協力を得て、次年度予算原案を作成する。

第26条 高速道路反対運動の残余金の運用は本自治会の特別会計とする。

(特定課題検討チーム) (略称:「プロジェクト」)

第27条 会長は次の様な課題について、検討・協議するための特定課題検討チーム(「プロジェクト」)を編成出来る。

2. 課題解決に当たり、会則で規定した「会議」よりも機動的、専門的に活動する必要があり、且つ下記のいずれかの条件が当てはまる場合
 - ア. 多数の住民に関わる地域課題の解決に当たり、年度を越えて中・長期的に取り組む必要がある場合
 - イ. 一部地域に関わる課題であっても、解決に当たり自治会が主体になって活動することが有効であると考えられる場合

会長は会員15名以上の署名を付して要請があれば、「プロジェクト」編成について検討しなければならない。

3. 「プロジェクト」は前条までに定義した「会議」とは別に独立した活動体(チーム又はグループ)で、毎年度の定例総会で新規編成または継続につき、承認を得なければならない。
4. 「プロジェクト」の役割担当範囲は対象課題について、調査・検討・立案・提言までとし、実行計画段階以降は自治会本体の運営機関が担当するものとする。

第28条 「プロジェクト」の運営機関として「事務局」を置き、統括担当者として「事務局長」1名および補助者(所要名)を充てる。

2. 事務局に参加するメンバーは全会員の自由参加とし、取り組み課題について関心の強い会員が自主的意思により中核メンバーを構成する方式とする。

3. 「事務局長」は「事務局会議」を適宜開催し、活動の進捗を組長会で報告し、経過承認を得るものとする。

また、必要に応じて役員会、組内会その他適切な方法により一般会員との意思疎通に努めるものとする。

(会議の運営規準)

第29条 会議の構成者、定足数、議決条件等は<別表B>の通りとする。

第5章 資産および会計

第30条 本会の資産は、下記をもって構成する。

- (1) 会費・入会金
- (2) 活動に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄付または寄付金
- (5) その他の収入

第31条 会費は月額300円とし、1年又は半年単位で前納とする。但し、必要に応じて臨時会費を徴収できる。

2. 長期出張などの理由で、主たる住居を区域外へ移す会員は、その間の会費を免除する。

3. 新入会員の会費は、翌月分から徴収し、年度途中の退会者の納付済み会費は返還しない。

第32条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会で定める。

第33条 本会の支出は、資産をもって支弁する。

2. 予算以外の経費で5万円以上の支出が必要ときは、組長会の承認を必要とする。

3. 会員の慶弔・被災に対して次の通り支出するものとする。

イ. 会員又は同居の世帯員(3親等以内に限り)が死亡したときは、¥5000の弔慰金を供する。

ロ. 会員が災害等で被災したときは、相応の見舞金を贈ることができる。

この場合の見舞金の金額は、組長会で個別に協議して決める。

4. 年度開始後に予算が総会において議決を経ないときは、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

第34条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第6章 会則の改廃

第35条 この会則の改廃は、総会において全会員の過半数の同意を得なければならない。

第7章 雑則

第36条 本会の事務所には、以下の帳簿および書類を備えて置かなければならない。

なお、保管期限は別に定める。

(1) 会則 (2) 会員名簿 (3) 収支に関する帳簿および関連書類

(4) その他重要書類等(会の活動に関する沿革・実績経緯の記録等)

第37条 集会所の管理責任者は会長とし、会長は集会所利用管理の実務担当者を指名できる。

第38条 この会則に定めのない事項の取り扱いは、原則として組長会の審議を経て、会長が決める。

付属文書

- | | | |
|-------|--------|---------|
| <別表A> | 藤巻町自治会 | 活動組織図 |
| <別表B> | 藤巻町自治会 | 会議運営規準 |
| <別表C> | 藤巻町自治会 | 総会出席委任状 |

沿革

1. 制定 : 平成12年10月1日
2. 改訂1 : 平成20年4月20日
3. 改訂2 : 平成25年4月21日

平成 25 年 4 月 21 日制定

「藤巻の緑を守り藤巻町の将来を語り合う会」規約

- 1 本会は藤巻町自治会会則により会長から指定を受けた藤巻町の「まちづくり」を担う特定課題検討チーム（プロジェクト）である。
自治会内部では「まちづくり検討チーム」の名称で活動するものとする。
- 2 本会は【藤巻町を「住民と自然が共生する新しい里山」といえる“まち”にするための「まちづくり」】を目的とし、そのために、住民への啓蒙活動・住民からの意見集約活動はもとより、「行政」・「大学等学会関係」・「学区等の地域社会」・「森づくり活動団体等の各種団体」との接触も含めて必要なすべての活動を継続的に行うものとする。
- 3 本会には事務局長 1 名と事務局員若干名をおく。
事務局長は自治会長の指名による。
事務局員は事務局長が自治会会員（家族も含む）に委嘱する。
自治会会員（家族も含む）は誰でも事務局員になることを事務局長に申し出ることができる。
その場合、事務局長は原則として申し出た者を事務局員に委嘱するものとする。
- 4 本会の活動に必要な費用は原則として自治会会計から支出されるものとする。
必要に応じて事務局長は自治会長と協議し、自治会長は藤巻町自治会の会則に基づき会計処理する。
- 5 事務局長は自治会会則に基づき、活動の進捗状況を組長会その他の自治会各機関に随時報告し、承認・指導をうけるものとする。
- 6 自治会会則 および 本規約に定めのない事項が生じた場合は、事務局会議の議を経た後、事務局長が自治会長と協議して取り扱いを決める。

以上

2014年4月現在

地域まちづくりコンサルタント活用助成申請団体の構成メンバー

申請団体 藤巻町自治会

代表者： 服部 虔也（自治会長）

所在地： 名古屋市名東区植園町3丁目71番地 藤巻町集会所

実務団体 「藤巻の緑を守り藤巻町の将来を語り合う会」（自治会下部組織）

代表者：岡田 力美（事務局長）

住 所：名古屋市名東区藤巻町3丁目2-231

構 成 員

藤巻町自治会役員

会 長	：服部 虔也	名古屋市名東区藤巻町3丁目2-374
副 会 長	：大矢 加弥子	名古屋市名東区藤巻町1丁目2-1346
同	：鈴木 幸子	名古屋市名東区藤巻町3丁目2-285
会計監査	：岩瀬 啓一	名古屋市名東区藤巻町1丁目2-1130

藤巻町自治会会員：168世帯（除く事業所会員+団体会員：4）

- 1組：11世帯 大矢加弥子 鈴木孝次 北坂弓子 早山 弘 宮浦芳広
二村 剛 田中富子 石原喬子 岩瀬啓一 平山良一
宮崎 武
- 2組：8世帯 稲生昌左右 加藤 優 清水健治 大仲将喜 中島良一
中島一信 天野久子 近藤英和
- 3組：9世帯 志知秀郎 田島阿さ 成田宗禧 伊藤憲治 赤塚宜治
杉本昌寛 川口一夫 長谷川利和 小嶋香東志
- 4組：11世帯 石原正和 寺西いね 堀 正己 南川和子 岡本邦裕
玉本富子 青山日出春 森本儀一 近藤 司 平松芳規
大橋二志男
- 5組：10世帯 樋口康夫 古川裕祥 安部博之 松本 肇 林田弘子
川村昌利 嶋内雅視 木村 昭 加藤英樹 丸田大輔
- 6組：8世帯 賈 春雷 戸山俊樹 柴田高春 山田一夫 都 英衛
服部 敏 水田規子 柴垣清一

(別紙 8)

- 7組：13世帯 磯部昭巳 富永林虎 宇佐美増広 山田文子 岩田昌平
光崎敏正 田嶋知恵子 早川みどり 池田和彦 向田賢二
鈴木公夫 藤谷武史 内田竜一
- 8組：13世帯 一柳 貢 麻生征則 高木卓爾 小林正佳 船越慶子
加藤千尋 川崎 朗 伊藤法瑞 寺本全宏 出野 学
鈴木達也 磯村信彰 有竹□□
- 9組：14世帯 鋤納忠治 高木淳一郎 本井恭司 岡田力美 宮田嘉隆
杉本芳之 三神英生 大坪信之 福井利久 岩澤綾子
高山清二 岩室克己 中谷英俊 原田雅史
- 10組：8世帯 木間光司 松浦健正 森上高行 河合義明
奥田 匡 三ツ口勝弥 安江邦彦 鈴木京子 森上 浩
- 11組：8世帯 山下美枝子 奥田邦博 太田光男 藤村怜司 渡辺裕明
岩瀬正次 竹田 潔 倉知正之
- 12組：18世帯 林 靖人 林 昌子 原 宏 北浦 武 丸尾成一
高橋信明 橋本季久夫 戸谷良造 黒沢良和 川嶋よしえ
高井 巖 田中航造 井手利幸 石黒 勇 杉山ちず子
松崎 良 仲里健一 阿部浩貴
- 13組：13世帯 江藤耿造 加藤友通 伊藤晴一 伊藤 明 渡辺泰博
山田英明 四方義啓 関守 治 酒井和義 鈴木 奔
澤田伊三夫 木村喜久男 浅井陽子
- 14組：14世帯 高木六郎 井野口 利夫 高須芳美 奥村 巖 横井のり子
加藤康昭 佐藤晴信 稲葉三枝子 一色 栄 相原宗之
大野利昭 三輪青己其 服部虔也 佐藤利和
- 15組：10世帯 兵庫善治 熊谷直昭 中村 実 中村 昭 中島鑑子
間瀬正香 宗 澄夫 辻 憲次郎 宮本輝明 渥美ふき子

以上